

「現場環境改善費」 Q & A

令和8年4月1日

Q 1 現場環境改善費の積算について、土木工事標準積算基準書の表では「大都市(1)、(2)、市街地」と「左記以外」に分かれているが、この「左記以外」の捉え方はどのような解釈なのか。

A 1

- ・一般交通影響有り (1) -1
- ・一般交通影響有り (2) -1
- ・一般交通影響有り (1) -2
- ・一般交通影響有り (2) -2
- ・山間僻地及び離島

「左記以外」とは上記のような箇所です。

Q 2 ・現場環境改善費率について、「大都市(1)、(2)、市街地」と「左記以外」のどちらかを選択することになっているが、「大都市(1)、(2)、市街地」と「左記以外」は、共通仮設費率で選定した施工地域区分より決定するという認識で良いか。

A 2 現場環境改善費率について、基本的にはご認識のとおり共通仮設費率で選定した施工地域区分に従い決定しております。

Q 3 施工点在型の場合の工事現場環境改善費の計上方法について

- ・現場①と現場②に各々現場環境改善費を計上した場合、現場①②を合わせて実施する内容4つ(仮設備・営繕・安全施設・地域連携)を実施すれば良いのか？

それとも、現場①で4つ、現場②で4つと各々の現場でクリアしなければならないのか？

A 3 各々の現場で4項目実施するのではなく、1工事で4項目実施と考えていただければと思います。

Q 4 桁等購入費は現場環境改善費の対象になるのか。

A 4 現場環境改善費の対象額は直接工事費の処分費等を除く、共通仮設費対象分です。桁等購入費は共通仮設費の対象でないため、現場環境改善費の対象にもなりません。

Q 5 令和7年7月1日以前の工事についても、受注者からの申し出がある場合は適用するとは、どの期間の工事まで、熱中症対策分の積み上げ計上できるのか。

A 5 発注時期を問わず、令和7年4月1日以降に取り組む熱中症対策については、積み上げ計上できます。
なお、債務負担等で令和6年度以前に行った熱中症対策については、積み上げ計上の対象外とします。

Q 6 減価償却費の計上方法はどのように対応すればよいのか。

A 6 受注者に見積書や請求書等を提出してもらい、金額の妥当性を判断して計上することとしております。